来年以降、税優遇の期限切れに

生産緑地 保全と継承を

岐路に立つ所有者の選択

農家や市民農園 貸借促す法制定で成果

都市農業の生産基盤である生産緑地が、2022年以降に税優遇措置の期限切れを迎える。大半が三大都市圏に集中しており、宅地への転用が進み、都市の乱開発を招くといった懸念が拭えない。問題の背景を解説し、公明党が推進した保全への取り組みを紹介するとともに、あるべき保全策について東京大学大学院農学生命科学研究科の安藤光義教授に聞いた。

生産緑地は市街化区域内の農地のうち、良好な生活環境の確保などを目的に計画的な保全が義務付けられた農地。指定を受けると、所有者には30年間の営農が義務付けられる一方、固定資産税が農地並みに低く抑えられる。また、相続税の納税猶予制度も適用されるが、三大都市圏の特定市などでは終身営農が課される。

指定面積は、全国で約1万2000㌶。政府がまとめた面積の推移によると、市街化区域内の農地が減少を続ける中、生産緑地はおおむね保全されている。税負担の軽減もあるためだが、約8割が制度開始時の1992年に指定を受けており、来年、税優遇の期限切れを迎える。

所有者は、これまでと同じ税優遇が10年受けられる「特定生産緑地制度」に移行するか、営農困難で自治体に買い取りを申し出るなどの判断を迫られる。生産緑地が解除されると、猶予されていた相続税に利子税を加えて支払うことになるが、土地の売却による宅地開発や地価下落などを招く恐れがあるとして「2022年問題」と呼ばれている。

このため政府は近年、生産緑地の保全に向け、関連法や制度を改正【イラスト参照】し、徐々に成果を上げている。農林水産省によると、相続税の納税猶予を受けたまま生産緑地を第三者に貸し出せるようにした都市農地貸借円滑化法が18年9月に施行されて以降、昨年3月末までの農地貸借の状況は、9都府県で農業者が119件、市民農園が55件となっている【上に事例を紹介】。

また国土交通省のデータによると、特定生産緑地は税優遇の期限前でも受けられるため、8都府県で1330㌶（昨年12月末現在）が既に指定済みだ。17年に施行された改正生産緑地法でも、生産緑地の面積要件について、市区町村が条例で定めれば「500平方㍍以上」から「300平方㍍以上」に引き下げられるようになっており、141自治体（同）が条例を制定している。

都内で貸与した事例

東京・小平市で２年前に生産緑地を借り、農家になる夢をかなえた、大原賢士さん（28）㊨。同市で代々、農家を続ける岸野昌さん㊧らから土地を借り受け、現在、露地野菜を中心に10品目ほどの栽培に取り組む。「生涯、この地でこの仕事を続けたい」と晴れやかに。

法整備リードした公明党

後継者の確保で農業振興に全力

高木陽介PT座長

生産緑地に関わる法改正については、都市農業の役割を重視した公明党が政府に対し政策提言するなど、長年にわたり求めてきた。

09年には、「都市農業・新ビジョン試案」を提示。当時、「500平方㍍以上」とされていた生産緑地の面積要件を「300平方㍍以上」に緩和することを提言。さらに、生産緑地を個人以外の経営主体に貸し出す場合の相続税納税猶予の適用などを盛り込んだ。

その後も現場の声を踏まえ、国会質問で生産緑地制度の運用改善などを繰り返し主張。改正生産緑地法の制定をはじめ、一連の法整備を強力にリードしてきた。

公明党が05年、政党として初の都市農業振興プロジェクトチーム（PT）を設置し、現地調査や関係者らとの意見交換を踏まえ、都市農業振興基本法の制定などを主導してきた。食育の場や緑地空間、地産地消の促進などを担う生産緑地に対する評価は高まっており、今後、公明党としても都市住民との共存を図りつつ、農家に光を当てた支援を進めたい。

都市農業の持続的発展に向けた課題は、後継者を確保・維持する上での相続の問題だ。折しも、コロナ禍でステイホームが続く中、農業に関心を持つ人が増えている。定年を迎えた人を含め、そうした人たちが生産緑地の貸借制度を活用して農業に関わりやすい環境づくりなどを整え、都市農業の振興に全力を挙げたい。

生産緑地の保全に向けた法律や制度の改正

- 2015年 「都市農業振興基本法」（議員立法）が成立
- 16年 「都市農業振興基本計画」が閣議決定
  - ▶都市農地の位置付けを「あるべきもの」へ転換

多様な担い手の確保

- 18年 都市農地貸借法が施行
  - ▶農地所有者が第三者に貸し出ししやすく

農地（土地）の確保

- 17年 改正生産緑地法が施行（一部、18年）
  - ▶指定面積の要件を緩和
  - ▶「特定生産緑地制度」を創設

- 18年 改正都市計画法が施行
  - ▶「田園住居地域」を創設 農地と調和した低層住宅など住環境を保護